

次の業務について、企画提案に係る手続開始に当たり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和6年7月19日

静岡県知事 鈴木康友

## 1 業務概要

### (1) 業務名

令和6年度静岡県NPO女性リーダー等支援業務委託

### (2) 業務内容

NPOに関わる女性リーダー等のネットワーク化に取り組むとともに、女性リーダー等のサポートの仕組みづくりなどを行うことにより、女性をはじめとした多様な主体のNPO参画を促進する。

### (3) 業務期間

令和6年8月頃から令和7年3月31日まで

## 2 契約限度額

### (1) 必須業務（国庫補助事業に係る業務）

2,558,000円（消費税込み）とする。ただし、受託候補者選定後のヒアリングにより減額する場合がある。

### (2) 任意業務（県単独事業に係る業務）

講座1回につき契約限度額は300,000円（消費税込み）とし、任意業務（県単独事業に係る業務）全体の契約限度額は1,500,000円（消費税込み）とする。ただし、受託候補者選定後のヒアリングにより減額する場合がある。

## 3 公募参加に関する事項

### (1) 参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者であること。ただし、コンソーシアムでの応募の場合、コンソーシアムの代表法人以外の法人は、ア、イ及びウに限り、条件を満たさなくてもよい。

ア NPOの活動を支援する業務（以下「中間支援業務」という。）の実績があること。

イ 静岡県内に事務所を有すること。

ウ 法人（目的を同じくする設立前団体を含む。）の活動実績が、概ね1年以上あること。

エ 今回の委託事業の実施が、法人の定款において可能であること。

オ 原則として、常勤職員の雇用実績があること。

カ 労務・経理事務に精通する専従職員を確保している、又は確保する予定があること。

キ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

ク 参加意思表明書の提出期限の日から契約日までの期間において、静岡県指名（入札参加）停止基準に基づく入札参加停止を受けていない者であること。

ケ 国税又は地方税の滞納処分の執行がされている者又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない者でないこと。

コ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申

立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

サ 特定非営利活動促進法、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等、関係法令に違反等している者でないこと。

シ 次の(ア)から(キ)までのいずれにも該当しない者であること。

(ア) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

(イ) 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

(ロ) 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

(ハ) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

(ニ) 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

(ホ) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

(ヘ) 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

(2) コンソーシアムでの応募

次に掲げる事項に留意すること。

ア コンソーシアムの代表となる法人を定めること。代表となる法人以外の者は、当該コンソーシアムの構成員として扱う。

イ 単独で応募した法人は、同時にコンソーシアムの一員として応募することはできない。また、同時に複数のコンソーシアムの一員として応募することもできない。

ウ 応募後の代表法人の変更及び構成員の変更（追加及び削減を含む。）は、原則として認めない。ただし、特別な事情により、県がやむを得ないと認め、委託事業の実施が可能であると判断した場合は企画提案書の提出期限内であれば、変更することができる。

#### 4 選定基準

提出された企画提案書に基づき審査する。任意業務の実施の有無や講座回数によって加点が異なるが、選定においては、企画提案の内容を総合的に審査して決定する。

#### 5 手続等

(1) 担当課

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

静岡県くらし・環境部県民生活局県民生活課

電話番号 054-221-3642 FAX 054-221-2642

メールアドレス shohi@pref.shizuoka.lg.jp

(2) 企画提案募集要項の配布

ア 配布期間

令和6年7月19日（金）の午前9時から令和6年7月31日（水）の午後5時まで

イ 配布場所

ふじのくにNPOホームページの「県からのお知らせ」にて無償配布する。

[https://www.npo-fujinokuni.jp/info\\_ken/](https://www.npo-fujinokuni.jp/info_ken/)

電子メールによる配布を希望する者は、上記(1)の担当課あてに、件名を「令和6年度静岡県NPO女性リーダー等支援業務の企画提案募集要項送付依頼」として電子メールを送信すること。送信アドレスあてに募集要項の電子データを送信する。

(3) 提出書類等

ア 提出書類

企画提案募集要項による。

イ 提出期限

参加意思表明書：令和6年8月1日（木）午後4時まで 電子メール、郵送又は持参（必着）

企画提案書等：令和6年8月8日（木）午後4時まで 郵送又は持参（必着）

ウ 提出場所

上記(1)の担当課

(4) プレゼンテーション

詳細は申込者に別途通知する。

6 その他

(1) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 照会窓口は、上記5(1)の担当課と同じとする。

(3) 説明会は行わない。

(4) 企画提案及び審査は、必須業務（国庫補助事業に係る業務）と任意業務（県単独事業に係る業務）を合わせて行うが、契約は、必須業務（国庫補助事業に係る業務）と任意業務（県単独事業に係る業務）に分けるものとする。

(5) 本契約を締結するに当たり、労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を提出すること。また本契約に基づく業務の一部を他の者に行わせ、又は当該業務に派遣労働者を関わらせようとするときは、全ての下請負者から労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を提出させ、その写しを契約担当者に提出すること。

(6) 詳細は企画提案募集要項による。